

海南自由貿易港の新たな税制 - 2023年からの15%の個人所得税優遇政策の適用に関する細則

2023年2月
第3号

概要

2022年9月15日、海南省は「海南自由貿易港における個人所得税優遇政策の適用対象となる高度人材・希少人材リスト管理暫定弁法」(以下、「暫定弁法」)を公表し、2023年1月1日以降、海南自由貿易港における15%の個人所得税優遇政策(実際の税負担で15%を超える部分が免除される優遇税制)の適用を受けるためには、課税年度内において海南自由貿易港に満183日居住する必要がある旨を定めました(特定人材を除く)。

2022年12月23日、海南省財政庁等をはじめとする5部門¹は、「海南自由貿易港における高度人材・希少人材の個人所得税優遇政策関連事項のさらなる明確化と実行に関する通知」(瓊財支財[2022]1211号、以下、「1211号文書」)を公表し、累計居住日数満183日の計算方法、優遇政策適用対象者リストの確認プロセス等に関する規定を設け、暫定弁法の実施に向けてその細則を定めました。1211号文書は、2023年1月1日から適用され、瓊財税[2020]1019号は2022年度における個人所得税確定申告の終了と共に廃止されます。

本稿では、1211号文書の主要な内容及びPwCの見解をご紹介します。

詳細

暫定弁法では、個人所得税優遇政策の適用対象となる高度人材・希少人材の条件を以下の2種類に分けています。

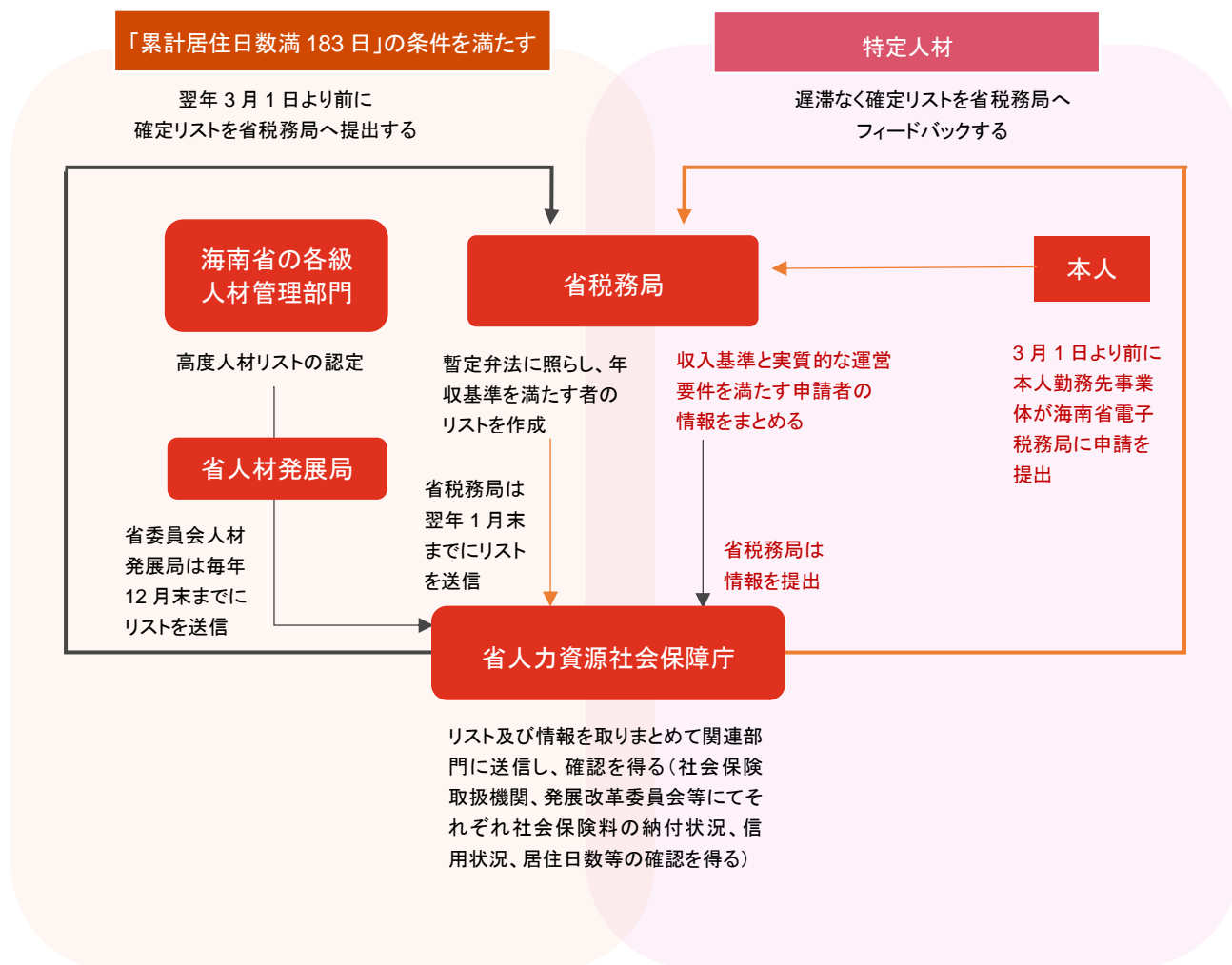
- 非特定人材は、海南自由貿易港における累計居住日数が満183日以上であること。
- 職業の特性上、「累計居住日数満183日」の条件を満たすことができない航空、海運、海洋石油・天然ガス探査等業界の特定人材(以下、「特定人材」)は、「海南自由貿易港に登録し、かつ実質的に運営する企業または事業体との間で1年以上の労働契約を締結していること」及び社会保険料に関する要件を満たすこと²。

海南自由貿易港における累計居住日数満183日の計算方法

1211号文書によると、非特定人材である高度人材・希少人材が課税年度内において海南自由貿易港における累計居住日数が満183日に達するかどうかを計算するにあたり、海南自由貿易港の入港日、出港日のいずれも1日として滞在日数に算入し、課税年度内に複数回入出港している場合は、合算して累計居住日数を計算します。ここでの課税年度内とは、暦日で1月1日から12月31日までを指します。

高度人材・希少人材リストの確認・フィードバックのプロセス

1211号文書はさらに、上記2種類の条件を満たす人材リストの確認・フィードバックのプロセスについて規定しています。



優遇政策の処理と事後の監督管理

条件を満たす高度人材・希少人材は、海南自由貿易港での年度確定申告の手続の際に優遇政策の適用を受けます。

- 事業所得年度確定申告の期間: 翌年 1 月 1 日～3 月 31 日
- 総合所得年度確定申告の期間: 翌年 3 月 1 日～6 月 30 日

中国非居住者個人が上記期間中に入国して手続を取ることができない場合、税務専門サービス機関、その他の事業体または個人に委任して手続を行うか、出国の 30 日前までに省税務局を通じて省人力資源社会保障庁に申請書を提出することができます。

高度人材・希少人材は、海南自由貿易港に登記し、かつ実質的に運営する企業または事業体との間で締結した 1 年以上の労働契約等、労働関係の証明書類を 5 年間保管する必要があります。省人力資源社会保障庁、省社会保険サービスセンター、省税務局等が、高度人材・希少人材の個人所得税優遇政策の適用状況について共同で無作為に抽出検査を実施します。

その他の規定

1211 号文書は、瓊財税[2020]1019 号を廃止する一方で、瓊財税[2020]1019 号における中国居住者個人・中国非居住者個人の取得した各種所得に係る減免税額の計算方法を引き継いでいます。

申請者	所得	減免税額の計算式
中国居住者個人	総合所得(数式 1)	$(\text{総合所得課税額} - \text{総合所得課税所得額} \times 15\%) \times \text{海南自由貿易港総合所得収入額} \div \text{総合所得収入額}$
	事業所得(数式 2)	$(\text{事業所得課税額} - \text{事業所得課税所得額} \times 15\%) \times \text{海南自由貿易港事業所得課税所得額} \div \text{事業所得課税所得額}$
中国非居住者個人	給与所得(数式 3)	$(\text{給与所得課税額} - \text{給与所得課税所得額} \times 15\%) \times \text{海南自由貿易港給与所得収入額} \div \text{給与所得収入額}$
	役務報酬、原稿報酬、ロイヤルティ所得(数式 4)	$\text{海南自由貿易港課税額} - \text{海南自由貿易港課税所得額} \times 15\%$
	事業所得(数式 5)	$(\text{事業所得課税額} - \text{事業所得課税所得額} \times 15\%) \times \text{海南自由貿易港事業所得課税所得額} \div \text{事業所得課税所得額}$

海南自由貿易港源泉の所得(及び海南省の認定を受けた人材補助金所得)のみが 15%の個人所得税優遇政策を適用できるため、数式 1、2、3 及び 5 ではいずれもその個人所得税の税負担が 15%を超える部分に海南自由貿易港源泉所得の割合を乗じる必要があります。一方、数式 4 は、中国非居住者個人が取得した中国国内源泉の役務報酬、原稿報酬、ロイヤルティ所得についてであり、その所得額が課税所得額となるので、その都度、当該所得が海南自由貿易港源泉の所得に該当するかを判定する必要があります。

1211 号文書は海南自由貿易港源泉の判定方法についても瓊財税[2020]1019 号の判定方法を引き継いでいます。

まとめ

暫定弁法は、2023 年以降の海南自由貿易港における 15%の個人所得税優遇政策の適用条件を改正するもので、1211 号文書は、暫定弁法の実施について詳細規定を設け、海南自由貿易港における累計居住日数満 183 日の計算方法や、高度人材・希少人材リストの確認・フィードバックのプロセス等を定めたものです。

なお、暫定弁法では、非特定人材が 15%の個人所得税優遇政策適用に関して、海南自由貿易港において実質的に運営する企業・事業体との労働契約締結の必要性について明記されていないことに注意が必要です。一方、1211 号文書では「個人所得税優遇政策の適用を受ける高度人材・希少人材は、海南自由貿易港において登記し、かつ実質的に運営する企業または事業体との間で締結した 1 年以上の労働契約等、労働関係の証明書類を 5 年間保管しなければならない」旨を定めており、特定人材と非特定人材を区別していません。従い、海南自由貿易港で個人所得税優遇政策の適用を申請する場合、実務上、労働契約書を保管の上で、勤務先の企業または事業体の実質的な運営要件を満たしているかについて留意する必要があります。

海南自由貿易港における 15%の個人所得税優遇政策は 2020 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日まで実施されます。高度人材・希少人材が 2022 年度個人所得税の確定申告時に優遇政策の適用を受ける際の具体的な取扱いについては、引き続き瓊財税[2020]1019 号に準拠する必要があります。

PwC では引き続き海南自由貿易港の優遇税制に注目し、政策実施の詳細と私どもの見解を適時に共有してまいります。

注記

1. 海南省財政庁、国家税務総局海南省税務局、海南省人力資源社会保障庁、海南市場監督管理局、中国共産党海南省委員会人材発展局
2. 課税年度内に海南自由貿易港において企業の従業員の身分で従業員基本養老保険料を連続 6 か月以上(その年度の 12 月を含まなければならない)納付していること(但し、中国との間で社会保障協定を締結している国で納付を免除される者を除く)。

お問い合わせ

本稿で取り上げた内容が貴社に与える影響等についてご質問等ございましたら、下記の PwC 中国税務・ビジネスコンサルティング チーム担当者まで随時ご連絡ください。

莊子男

PwC 中国税務市場主管パートナー
+86 (21) 2323 2580
spencer.chong@cn.pwc.com

李尚義

PwC 中国南部及び香港地区税務主管パートナー
+86 (755) 8261 8899
charles.lee@cn.pwc.com

韓濤

PwC 中国税務・ビジネスコンサルティング パートナー(海口)
+86 (898) 6860 8830
tao.han@cn.pwc.com

江凱

PwC 中国税務・ビジネスコンサルティング パートナー
+852 2289 5659
cathy.kai.jiang@hk.pwc.com

王舜宜

PwC 中国税務・ビジネスコンサルティング パートナー
+86 (755) 8261 8267
rebecca.s.wong@cn.pwc.com

吳剛

PwC 国際貿易管理サービス パートナー
+86 (755) 8261 8891
ryan.ga.wu@cn.pwc.com

劉燕

PwC 中国人材・税務コンサルティング パートナー
+86 (755) 8261 8130
crystal.y.liu@cn.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- ・ 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- ・ “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、及び台湾地区はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前には、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになりますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2023 年 2 月 1 日現在の情報に基づき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版を原本にした翻訳です。翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国大陸及び香港地区の PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービスにより作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港地区、シンガポール及び台湾地区の税制及びその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とノウハウを共有いたします。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍
TEL: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

既存の又は新規の問題に対する実務に即した見識とソリューションは、PwC 中国のウェブサイト(<http://www.pwccn.com>)または PwC 香港のウェブサイト(<http://www.pwchk.com>)にてご覧いただけます。

www.pwccn.com

© 2023 PwC. 普華永道 (PwC 中国) の許可なく配布することを禁じます。普華永道 (PwC 中国) とは、PwC グローバルネットワークにおける中国メンバーファームを指し、場合によっては PwC グローバルネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください: www.pwc.com/structure。
各メンバーファームはそれぞれ独立した別個の法人であり、他のメンバーファームの作為又は不作為について一切の責任を負いません。

细读海南自由贸易港创新税收制度找商机—2023年起海南享受15%个人所得税优惠细则出台

二零二三年二月
第三期

摘要

2022年9月15日，海南发布了《海南自由贸易港享受个人所得税优惠政策高端紧缺人才清单管理暂行办法》（以下简称“暂行办法”），提出2023年1月1日起，在海南享受15%个人所得优惠的个人需在一个纳税年度内在海南自由贸易港（“海南自贸港”）累计居住满183天（特定人员除外）。

2022年12月23日，海南五部门¹出台了《海南省财政厅等关于进一步明确落实海南自由贸易港高端紧缺人才个人所得税优惠政策有关事项的通知》（琼财支财〔2022〕1211号，以下简称“1211号文”），进一步提供了累计居住满183天的计算方法、享受优惠的人才名单的确认流程等规定，为《暂行办法》的实施提供了落地细则。1211号文自2023年1月1日起执行，琼财税[2020]1019号自2022年度个人所得税汇算清缴结束时废止。

在本期的《中国税务/商务新知》中，我们会介绍1211号文的主要内容，并分享我们的观察。

详细内容

《暂行办法》将享受个税优惠的高端紧缺人才需满足的条件分为两类：

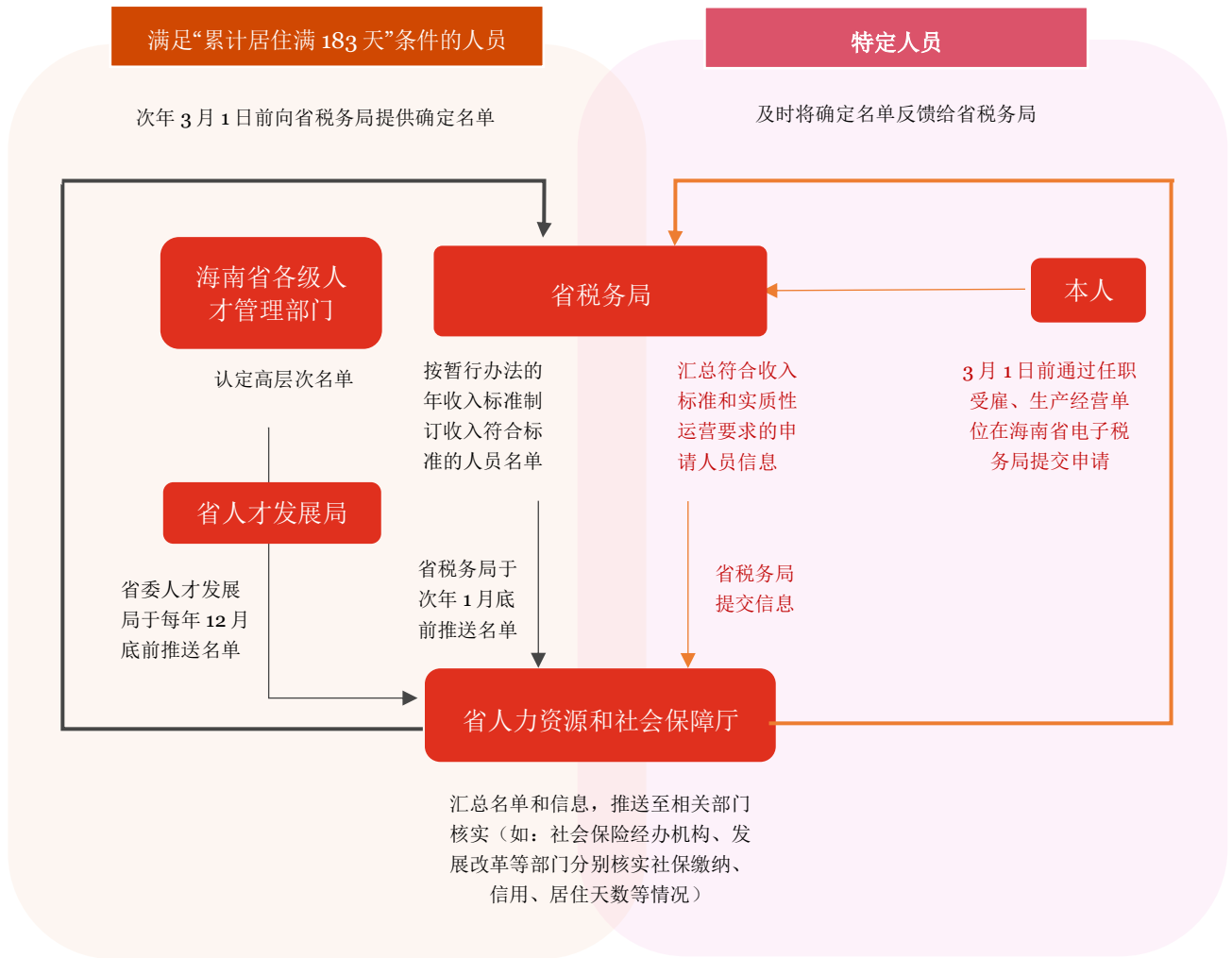
- 非特定人员需在海南自贸港累计居住满183天；
- 对于因职业特点无法达到“累计居住满183天”条件的航空、航运、海洋油气勘探等行业的特定人员（“特定人员”），需满足“与在海南自由贸易港注册并实质性运营的企业或单位签订1年以上的劳动合同”及社保要求²。

在海南自贸港累计居住满183天的计算方法

根据1211号文，在计算高端紧缺人才（非特定人员）在一个纳税年度内是否在海南自贸港累计居住满183天时，进入和离开海南自贸港的当天，均按1天计算停留天数；一个纳税年度内有多次进出的，合并累计计算。“一个纳税年度内”是指公历1月1日至12月31日。

高端紧缺人才名单的确认和反馈流程

1211 号文进一步规定了满足上述两类条件的人才名单的确认反馈流程：



优惠办理及事后监管

符合条件的高端紧缺人才需在海南自贸港办理年度汇算清缴时享受优惠政策：

- 经营所得年度汇算清缴时间：次年 1 月 1 日至 3 月 31 日
- 综合所得年度汇算清缴时间：次年 3 月 1 日至 6 月 30 日

非居民个人在上述期间无法入境办理的，可委托涉税专业服务机构、其他单位或个人代为办理，或在离境前提前 30 日以上通过省税务局向省人力资源和社会保障厅提出申请。

高端紧缺人才应在 5 年内保留与注册在海南自由贸易港并实质性运营企业或单位签订的 1 年以上劳动合同或聘用协议等劳动关系证明材料。省人力资源和社会保障厅、省社会保险服务中心、省税务局等部门会对高端紧缺人才享受个人所得税优惠情况联合开展随机抽查。

其他规定

1211 号文虽然废止了琼财税[2020]1019 号，但延续了琼财税[2020]1019 号对于居民个人和非居民个人取得的不同类型的所得的减免税额的计算方法：

申请人类型	所得的类型	减免税额计算公式
居民个人	综合所得（公式一）	$(\text{综合所得应纳税额}-\text{综合所得应纳税所得额}\times 15\%)\times \text{海南自贸港综合所得收入额}\div \text{综合所得收入额}$
	经营所得（公式二）	$(\text{经营所得应纳税额}-\text{经营所得应纳税所得额}\times 15\%)\times \text{海南自贸港经营所得应纳税所得额}\div \text{经营所得应纳税所得额}$
非居民个人	工资薪金所得（公式三）	$(\text{工资、薪金所得应纳税额}-\text{工资、薪金所得应纳税所得额}\times 15\%)\times \text{海南自贸港工资、薪金所得收入额}\div \text{工资、薪金所得收入额}$
	劳务报酬、稿酬、特许权使用费所得（公式四）	$\text{海南自贸港应纳税额}-\text{海南自贸港应纳税所得额}\times 15\%$
	经营所得（公式五）	$(\text{经营所得应纳税额}-\text{经营所得应纳税所得额}\times 15\%)\times \text{海南自贸港经营所得应纳税所得额}\div \text{经营所得应纳税所得额}$

由于只有来源于海南自贸港的综合所得(以及经海南省认定的人才补贴性所得)才能适用 15%个人所得税优惠税率，公式一、二、三和五都需要用其个人所得税实际税负超过 15%的部分乘以来源于海南自贸港的所得的比例。而公式四是非居民个人取得来源于境内的劳务报酬所得、稿酬所得、特许权使用费所得，以每次收入额为应纳税所得额，因此只需判定该次所得是否为来源于海南自贸港的所得。

对于如何判定所得是来源于海南自贸港，1211 号文也延续了琼财税[2020]1019 号的判定方法。

注意要点

《暂行办法》对 2023 年起在海南享受 15%个人所得税优惠的条件做了修改，1211 号文对《暂行办法》的落地细节做了进一步的规定，包括在海南自贸港累计居住满 183 天的计算方法、高端紧缺人才名单的确认反馈流程等。

需要注意的是，虽然《暂行办法》里没有明确非特定人员是否需要和海南实质性运营的企业单位签订劳动合同，才能享受 15%个人所得税优惠；但 1211 号文中规定“享受优惠的高端紧缺人才应在 5 年内保留与注册在海南自贸港并实质性运营企业或单位签订的 1 年以上劳动合同或聘用协议等劳动关系证明材料”，从行文方式上并未区分特定人员和非特定人员。因此，有意在海南享受个税优惠的申请人实务中均需保存其劳动合同，并留意其供职企业单位是否满足实质性运营的要求。

海南自贸港 15%个税优惠政策自 2020 年 1 月 1 日起执行至 2024 年 12 月 31 日。高端紧缺人才于 2022 年度个人所得税汇算清缴时享受个税优惠的操作细节仍需遵照琼财税[2020]1019 号，《暂行办法》和 1211 号文自 2023 年 1 月 1 日起执行。

普华永道团队将持续关注海南自贸港的优惠税收政策，并及时与您分享政策落实细节与我们的观察。

注释

1. 海南省财政厅、国家税务总局海南省税务局、海南省人力资源和社会保障厅、海南市场监督管理局、中共海南省委人才发展局
2. 一个纳税年度内在海南自由贸易港以单位职工身份连续缴纳职工基本养老保险(与中国签订社会保障协定的国家中免缴人员除外)6 个月以上(须包含本年度 12 月当月)。

联系我们

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系**普华永道税务及商务咨询团队**：

庄子男
普华永道中国税务市场主管合伙人
+86 (21) 2323 2580
spencer.chong@cn.pwc.com

韩涛
普华永道中国税务及商务咨询合伙人（海口）
+86 (898) 6860 8830
tao.han@cn.pwc.com

王舜宜
普华永道中国税务及商务咨询合伙人
+86 (755) 8261 8267
rebecca.s.wong@cn.pwc.com

刘燕
普华永道中国人才与税务咨询合伙人
+86 (755) 8261 8130
crystal.y.liu@cn.pwc.com

李尚义
普华永道中国南部及香港地区税务主管合伙人
+86 (755) 8261 8899
charles.lee@cn.pwc.com

江凯
普华永道中国税务及商务咨询合伙人
+852 2289 5659
cathy.kai.jiang@hk.pwc.com

吴刚
普华永道国际贸易管理服务合伙人
+86 (755) 8261 8891
ryan.ga.wu@cn.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2023 年 2 月 1 日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙
电话: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

www.pwccn.com

© 2023 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 www.pwc.com/structure。每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。